

小笠原昨雲著作の成立時期

——補正成記事をてがかりに——

今 井 正之助

はじめに

小笠原昨雲は、『国書人名辞典』（岩波書店、一九九三）に次のように紹介されている。

兵法家。「生没」生没年未詳。元和（一六一五—二四）頃の人。「名号」名、為政。通称、勝三。号、昨雲（入道）。

〔経歴〕小笠原左近将監則正に従って兵学を修め、また藤原惺窩に漢学を学ぶ。

しかし、この記載内容は、昨雲著作跋文の記載内容・年次によるもので、確たる裏付けがあるわけではない^{〔注1〕}。昨雲の著作は、『当流軍法功者書』が『日本兵法全集6諸流兵法（上）』（人物往来社、一九六七）に翻刻され、『戦国武士の心得』と銘打って『軍法侍用集』の校注本^{〔注2〕}が刊行されている。その『軍法侍用集』の奥書に「『功者』・『侍用』・『評定』の三部に至つては、最も古今雄士の佳言を集める。皆以て極秘・万当の要術となす」^{〔注3〕}とあるように、「評定」すなわち「諸家評定」

（未翻刻）をくわえた三部作が昨雲の代表作といえよう。

『当流軍法功者書』元和三年（一六一七）跋。版本…正保四年（一六四七）版・慶安二年（一六四九）版

『軍法侍用集』元和四年（一六一八）跋。版本…承応二年（一六五三）版・他^{〔付論参照〕}

『諸家評定』元和七年（一六二二）跋。版本…明暦四年（一六五八）版

三書の跋年と刊行時期は右のとおりであるが、三書はその文中で、他の著作に言及しており、『侍用集』校注本解題（古川哲史、一五頁）がいうように、「ほとんど同時に執筆され、編述されたが、出来あがった時期に若干の遅速があり、それが刊行の順序となった」ものの、内容上は「完全な三位一体の関係にある」ものとみなされる。

これら三書はその跋年によれば、『理尽鈔』^{〔注4〕}とほぼ同時期の著作といえる。しかし、版本の写しかと思われる写本をのぞけば、近世初期に溯る昨雲著作伝本は見いだされていない。

小稿は、『理尽鈔』の生成状況への関心から、三書にみられる楠正成関係の記述を手がかりとして、昨雲著作の跋年の信憑性を検討しようとするものである。

一、『侍用集』の正成記事

『侍用集』には、以下のような正成関連記事がある。

卷三第十、羽武者心懸けの事(『戦国武士の心得』一五五頁)

一、羽武者の志は、第一身命を軽んずる事専一成るべし。(中略) 又正成の云はく、「将として臣を思はず、臣将をおしまざるは恥なり。』将として物を弁へず、臣として忠無く、士として分限を知らざるは恥なり」と、古人の詞あり。されば義経も『時を知らざる者は、をくれ多し』といましめ置き給へり。」

卷七第七、合詞合形と云ふ事(同二六六頁)

一、合詞はかならず味方覚えよく、敵聞きしらざるやうに、日々時々替へべし。武者しるしはかせぎの武者、指物などおれたる時のためなり。又夜討の時、白き出で立ちを以てしるしとして味方をわけ、楠正成立ちすぎり居すぎりなどの儀は合形と云ふ。此心得を以て、分別有るべし。

卷七第十七、狼煙の法の事(同二七五頁)

一、のろし家々の法多しといへども、今此はうは、楠正成秘するの法也。

狼の糞三分一 松葉四分一 藁大

右三分の一とは、わら三束ならば、其三分一狼の糞を入れる心得也。私に云ふ、右の三色を惣合せをして其中へ、鉄砲の薬を四分一入れたるは、猶以て煙高く立つ也。

卷一武勇問答の次第(同七七頁)

一、問ふて云く、軍には大将の心得大事なるべし、如何。答へて曰く、初中後と云ふ事、大将心得給ふべし。先づ我が国の治り、士卒一味して、臣下そむかざるを見て、馬を出し、第二に敵の案内をしり、将の志あしく、士民うとみたるを見て、取り懸かるべし。第三に敵をほろぼし、其の国に入る則んば、先づ濫妨の政道をすべし。民をくるしませざる事をおもひ、此三つをさへわすれずば、をのづから静謐なるべき事也。

以上四箇所のうち、最後の記事は正成の名をあげていないが、白杵図書館蔵『正成記』(近世中期写)第一五卷「理尽抄異本抜書」にはほ本文の記述がある。『正成記』卷一五は、正成の言動を三六項にわたって掲出しており、そのうちの三三三項は『無極鈔』からの抄出である。残りの三項は、以前の調査(注5)

の際、典拠を見いだすことができなかつた。その中の一項はなお不明であるが、右の『侍用集』巻一相当記事の直前には、やはり不明としていた狼煙記事（『侍用集』巻七第十七に同文）がある、この狼煙記事ともども典拠は『侍用集』とみてよいだろう。『正成記』は、『理尽鈔』から正成関係記事を抄出し編集したものであるが、巻一五においては、『無極鈔』を『理尽抄異本』とみなしたうえで抄出し、『侍用集』からも記事を採用した、と考えられる。『正成記』巻一五がなぜ『侍用集』巻一の記事を正成の言動とみなしたのか、その根拠は不明であるが、『理尽鈔』が

凡そ、良將の兵を引いて、敵国に乱入する事、其領地をうばひ、一身を楽しまんと云に非ず。其国の主、無道にして、政正しからず、万民苦む事多し。此無道を罰して、民に於いて安からしめんと也。故に政の正き国には、随はずと云共、乱入すべからず。若し是を乱入せんには、民を悩ますに成りぬ。民を苦しむる則んば、其時無道にして、国をうばうに成りなん。然らば天道に背んか。（引用は平凡社・東洋文庫。巻八62才）

などと、無道の所領拡大を戒める考えを示していることに共通性を認めたものであろう。

さて、『正成記』の典拠を明かし、『侍用集』受容の一隅を照らす価値はあるものの、ここでは正成の名を明示しない最後の記事は除外して、検討をすすめる。まず、巻七第七の「立ちす

ぐり居すぐり」については、『太平記』巻三四「平石城軍事付和田夜討事」に関連記事が見出せる。延文五年（一三六〇）五月、赤坂城が足利勢に攻撃され、強硬派の和田正武は、足利方の向城に夜討をかけ、赤坂城にもどる。その折、足利勢の若党四人が、引き返す和田勢に紛れて城内に入り込むが、見破られてしまふ。

夫夜討強盜ヲシテ帰ル時、立勝リ居勝リト云事アリ。是ハ約束ノ声ヲ出シテ、諸人同時ニ颯ト立颯ト居、角テ敵ノ紛レ居タルヲエリ出サン為ノ謀也。和田ガ兵、赤坂ノ城ニ帰テ後、四方ヨリ統松ヲ出シ、件ノ立勝リ居勝リヲシケルニ、紛レ入四人ノ兵共、敢テ加様ノ事ニ馴ヌ者共ナリケレバ、無レ紛エリ出サレテ、大勢ノ中ニ取籠ラレ、四人共ニ討死シテ、名ヲ留メケルコソ哀ナレ。

みるように、ここで「立勝リ居勝り」を実施したのは和田の兵であるが、『侍用集』は、楠正成をこうした方法の案出者とみなして、その名を冠したのであろう。

また、『侍用集』巻三十の語る「將として臣を思はず、臣將をおしまざるは恥なり」という將・卒の絆については、『理尽鈔』にも

我に従ひ給面々は、一人も討たれ侍れば、某が為には大なる弱りにて侍るぞ。其上各一人もあやまち候へば、正成、左右の手一つ討ち落とされたるにこそ侍れ」と云ひけり。

（七三ウ）

などという、配下の命を惜しむ正成の言動がある。

しかし、「狼煙の法の事」については、『太平記』はもとより『理尽鈔』にも正成との関わりを思わせる記事が見出せない。索性不明の記事であるが、『待用集』と同じく小笠原昨雲の著作とされる『諸家評定』（内題は「諸家之評定」）に目を投じると、同様に『理尽鈔』とは接点のない記事が多く見出される。

二、『諸家評定』の正成記事

『諸家評定』^{〔注6〕}の正成記事において注目されるのは、しばしば『三伝集』なる兵法書に言及していることである。

…物見は一入大事の役たるべし。是具に『待用集』にあらはしたり。加様の義を知らんとならば、『両和休命』『楠三伝集』に具さなり。（巻六22オ）

案云、正成がことばにも万行の根三つなりといへり。されば軍術は、天勢・人勢・地勢によるべし。此義つぶさに『三伝集』にこれありといへども、右の老士の語によつて其大方をあらはすもの也。（巻九8オ）

ちなみに、『両和休命』も、以下の記述によれば兵法書の一種である。

將に遠き謀なき時は、戦に近き失あり、と『両和集』にも見えたり。（巻一3オ）
かやうの儀とも『両和休命』につぶさなり。（巻三24オ）

『両和休命』は正成の著述とはされていないが、『諸家評定』によれば、正成は『三伝集』の他にも、兵法書を著していた。

十三品 勇者はあやうき働きなしと云事

さる人の云、義貞の軍書「武術要集」にあらはし給ふも、良將はあやうき事をなさず、と有。又正成のあみ給ふ「軍法愚案記」と云書にも、「慮り短ならず、利あれ共あやうきを用ず。太平なれ共、戦を忘れず。四武にかこまれて死をかるしめず。退に方無則は十無一有の謀をなす。是を良將といふなり」と有。（巻21ウ）

『軍法愚案記』の名を挙げるのはこのみであり、他にその實在を裏付ける資料もないが、『三伝集』は事情が異なる。

『倭漢武家名数』（正徳六年（一七二六）刊）「印本不行諸家軍書」に

兵道集（楠家之武経全有十七卷）軍要集（同書有十三卷以兵道集為陰書、以軍要集為陽書）三伝集（同楠家之書）
〔巻三18オ・ウ。へ〕内割注〕

とあり、江戸後期の兵学者・武芸家、平山兵原が文化二年（一八〇五）に自ら編纂した蔵書目録「擁膝草廬蔵書目録」（国会図書館蔵写本「運籌堂蔵書目録 乙」による）「外題軍学書目板

行不行軍書目」にも、

和軍伝 神武御製、竹内宿禰筆記、軍法侍用 太子御作、訓
閲集 大江匡房作、三陣卷、義家作、軍用集（無窮会本）「軍
要集」十三卷、兵道集十七卷、三伝集三卷、千早城問答
一卷、元陽集一卷

右者楠流ニテ用ユ

とある。「三伝集」は、近世には楠流兵書のひとつとして知られており、「国書総目録」にも「楠木三伝書」写本一冊が見いだせる。所在は旧海兵、すなわち海軍兵学校の旧蔵書であるが、海上自衛隊第一術科学校「古兵書目録」（一九六四・四）に書籍番号「S43」（Sは驚見文庫の略称）として掲載されている。「三伝集」なる楠兵法書は確かに存在している。しかも、驚見文庫本（未見）に「諸家評定」所引の「三伝集」記事が確認できるならば、「三伝集」は、「諸家評定」の刊年明暦四年（二六五八）以前には成立していたことになる。明暦前後は、「理尺鈔」「無極鈔」およびその関連書（「桜井之書」「兵庫巻」など）の刊行が相次いだ時期であるが、「三伝集」の成立はどこまでさかのぼるのであろうか。「諸家評定」の跋年は元和七年であり、元和四年（二六二八）跋の「侍用集」が「諸家評定」に言及している。跋年を信じれば、「三伝集」は、「理尺鈔」と同時期、ことよればそれに先立つ著作である可能性がある。

この「三伝集」の成立時期の問題にも関わって、あらためて昨雲著作の跋年の信憑性が問題になる。

1、山本勘介・武田信玄と「三伝集」

「諸家評定」は、「三伝集」の伝来を次のように語る。

案云、戦場の見合第一に味方を見能合、次に敵を見量して、さて地の形相を見立る事、此三つをよく考へて後、勝べき事を知べし。加様の儀は具に「楠三伝集」に見えたり。彼

「三伝集」と云る書は、三州うしくほの侍山本勘介とて武道誉れの者、秘して所持仕たりしを、甲州武田信玄公に捧げ奉り、信玄公此書を高覧の後、弥々誉れを取、良将の名を天下に響給ふに依て、深此書を秘蔵し給ふといへども、竊かに写取たりとて、ある人、予にあたへ給ふ。愚かに披見を乞に、其言葉すみやかにして、其利全し。然れども初学の士は及がたき事多きゆへに、愚案を以、釈するの筆を添へ、「統三伝集」と号す。凡そ古今奇妙の書也。（巻六 四）

周知のように、山本勘介・武田信玄の活躍を描く図書に「甲陽軍鑑」がある。酒井憲二「甲陽軍鑑大成 研究篇」（汲古書院、一九九五）によれば、おそらくは不揃いな状態の「甲陽軍鑑」原本を小幡景憲が整理して第一次正本を成したのが元和七年（二六二一年。土井本巻一六末尾）「尾畑勘兵衛、元和七年六月、是ヲ写置ナリ」とあるのこと。現存最古の佐藤本も「装訂・料紙等から見て、元和七年の時点をそれほど隔たるものではないであろう」という。また、古版本（片仮名付訓十行本）は「元和末（寛永極初）年刊」かと推定されている。

酒井説によれば、『侍用集』奥書の元和四年時点では、『甲陽軍鑑』はまだ世に出ていなかった。『三伝集』と勘助・信玄とを結びつける『諸家評定』の記事は、『甲陽軍鑑』が流布した後、生みだされたものではなからうか。

2、七書引用のあり方

『諸家評定』は日本の兵書のほかに、中国古代兵書を引用している。以下に類別して示す。七書の引用は『和刻本諸子大成四』（汲古書院。底本は元禄一一年刊本）による。

〈六韜〉

誠に、太公が曰く「臣聞く『君子は其志を得んことを楽しむ。小人は其事を得んことを楽しむ』。今、吾漁り甚だ似たること有り。殆ど之を樂しむに非ず」といへるをもつて勘知仕給へ。(卷一九 26ウ)

〔文韜・文師〕太公曰、臣聞君子樂得其志、小人樂得其事。今吾漁甚有似也。殆非樂之也。

〈三略〉

三略に云はく、「四民用ゆるに虚きよなるときは、国乃ち儲たくわけ無し。四民用ゆるに足るときは、国乃ち安樂なり」と有。

(卷一15ウ)

〔下略〕四民用虚、国乃無儲。四民用足、国乃安樂。

〈呉子〉

呉子が曰く「生を必ずすれば則ち死し、死を必ずすれば則ち生

く」。(卷一48ウ)

〔治兵〕必死則生、幸生則死。

〈孫子〉

又孫子が曰く、「昔の善く戦ふ者は勝つべからざるを爲て、以て敵の勝つべきを待つ。」又云「国を全くするを上とし、国を破るを之に次ぐ。軍を全くするを上とし、軍を破るを之に次ぐ。卒を全くするを上とし、卒を破るを之に次ぐ。伍を全くするを上とし、伍を破るを之に次ぐ」とあり。(卷二10ウ)

〔軍形〕孫子曰、昔之善戦者、先為不可勝、以待敵之可勝。

〔謀攻〕孫子曰、夫用兵之法、全国为上、破国次之。全军为上、破軍次之。全旅为上、破旅次之。全率为上、破率次之。全伍为上、破伍次之。※「評定」は傍線部を欠く。

又卒然と云ふ事、七書に見えたり。卒然は蛇の名也。此蛇をころさんとする時、其首をうたんとすれば、尾に又口あつてくはんとする也。尾をうたんとすれば、首の口をもつてくはんとする也。其中を断ぜんとすれば、首と尾としてくはんとする也。(卷二20ウ)

〔九地〕率然者、常山之蛇也。擊其首則尾至、擊其尾則首至、擊其中則首尾俱至。

孫子に曰く、「其趣かざる所に出て、思はざる所におもむ

く。千里を行くとも、しかも勞せざる事は、人なきの地に行けばなり。せめてしかもかならず取る者は、其まほらざる所をせむればなり。まもつてしかもかならず固きものは、其せめざる所をまほればなり」とあり。(卷一四二1オ)

〔虚実〕出其所不_レ趨、趨其所不_レ意。行千里而不_レ勞者、行於無人之地也。攻而必取者、攻其所不_レ守也。守而必固者、守其所不_レ攻也。

・一進むにも時あり。退くにも時あり。武士たらん者は是をよくわきまへ給へ。(中略)されば、孫子が曰く「弱なりといふ共、一人退くべからず。強なりといふとも一人進む事有べからず」となり。(卷一五6オ)

〔軍争〕人既專一、則勇者不得_レ独進、怯者不得_レ独退。

・古語云、守てかならず固き者は、其攻めざる所を守るなり、とあり。(卷一〇25オ)

〔虚実(既述)〕。

みるように、具体的な書名をあげない箇所もふくめ、『孫子』の引用が中心をなす。阿部隆一氏が指摘するように、「我が国で講読された兵書の大部分は六韜・三略であつて、孫子が盛に読まれるようになったのは江戸時代に入つてから」である。^(注7)その驥尾に付して稿者も、いわゆる武田信繁家訓を除く『甲陽軍鑑』本篇の七書引用が『三略』に偏つてゐることを述べた。^(注8)

『理尽鈔』についても同様のことがいえる。『太平記』が「六韜ノ十四変二、敵経長途来急可撃ト云ヘリ」(卷一三。岩波大

系38頁)などと『六韜』の詞章を引くことがあるから、『理尽鈔』もそれをふまえた記述をする場合があるが、『太平記』に よらない、『理尽鈔』独自の詞章を対象として典拠を探れば、『理尽鈔』の引用の中心は『三略』である。そのいくつかを摘記する。

〔六韜〕

・凡そ良将は戦ずして、敵の強弱をこそ知る者なるに、(三29オ)

〔龍韜・兵微〕武王、問太公曰、吾欲未_レ戦先_レ知_レ敵人之強弱、予見_レ勝負之徴。為_レ之奈何。

・正成打うなづひて、「最も能き方便にて侍る。拙き将は必敵の為に擲となるべく候。…」(六48オ)

〔犬韜・戰車〕此十者、車之死地也。故拙将之所以見擲、明将之所以能避也。

〔三略〕

・上として下の忠を知らざるは、主将の法に非ず。(七32オ)

〔上略〕夫主将之法、務撃英雄之心、…

・敵に依て転化すと云ふ意、戰場に於て少も忘るべからず。(六30ウ他、多用される)

〔上略〕天地神明、与物推移、變動無常。因敵転化。

・謀もる、則ば軍に利なしとなり。(一六103ウ)

・外、内を伺ふ則んば謀成らずと申事侍れば、…(二六28ウ)

・又吉野の公卿『三略』を知り給はずや。外内を伺ふ則んば、

軍に利なしと也。(三二54オ)

〔上略〕将謀泄、則軍無勢。外闕内、則禍不制。

・兵々に向て、味方の凶を説く事なかれ。敵の美を語る事なかれ。(七27ウ)

〔中略〕軍勢曰、無使弁士談説敵美。為其惑衆。

・高鳥死して良弓隠ると謂しに当れりと謂つべし。(二574ウ)

〔中略〕夫高鳥死、良弓藏、敵国滅、謀臣亡。

なお、「敵追はん時は、逃る事疾き事風の如にせよ」(六14ウ)

とある章句は、「孫子」軍争篇の一節が有名だが、「六韜」犬韜・戦騎にも「その疾きこと風のごとく、その暴なること雷のごとく」とある。「進むに軽く退くにかろかれ」(卷七28オ)は、「呉子」料敵「軽進速退、弊而勞之」に拠るか。いずれにせよ、六韜・三略以外に基づく章句の存在はごくわずかである。

『甲陽軍鑑』『理尽鈔』などに見られる七書引用のあり方は、いつ頃から『孫子』中心のものに変わっていくのか。たとえば、『理尽鈔』に対抗して著された『無極鈔』の場合、『六韜』が最も多いが、『李衛公問对』、『孫子』の引用箇所も少なくない。注4種。

『李衛公問对』の大幅な引用も中世には例を見ないのであるが、その『無極鈔』の成立時期は、寛永初年(一六二四)から慶安三年(一六五〇)の間である。注。また、『理尽鈔』の派生書の一つ

であり、正保四年(一六四七)から寛文二年(一六七二)の間の成立と目される『孫子陣宝書』は、書名に示されるように『孫

子』の注解の形をとって持論を展開している。注19 昨雲三部作の跋文にいう元和の時点ではどのようなものであるのか、明言することは困難であるが、すでに『孫子』に重きを置く風潮が始まっていたとしても、そうした『諸家評定』のあり方は、『甲陽軍鑑』や『理尽鈔』に比べて、新しい様相といえる。

三、『当流軍法功者書』の楠関連記事

『当流軍法功者書』卷之上「百十八、傍輩の討死を見て腹切事、付菊池七郎事」(日本兵法全集二〇〇頁)に次の一節がある。

傍輩の討死のとき、腹切るべからず。菊池七郎為朝(武朝)、湊川にて楠と一所に自害したるの^有勇、無^忠忠義と云り。具に在^{太平記}。

詳細は『太平記』にある、というが、『太平記』卷一六は菊池七郎武朝ハ、兄ノ肥前守方使ニテ須磨口ノ合戦ノ体ヲ見ニ來リケルガ、正成ガ腹ヲ切ル所ヘ行合テ、ヲメノシク見捨テハイカガ、歸ルベキト思ケルニヤ、同自害ラシテ炎ノ中ニ臥ニケリ。

と記すのみである。一方、『理尽鈔』卷一六「正成自害并菊池七郎武朝自害の事」は、「〇伝云、菊池と楠とは年来の朋友なれば……」にはじまる、七郎が使者に趣ききまつを詳細に記した後、七郎の行為に対し、左の論評を示している。

○評云、築紫武者の習皆以て然也。還て君の御大事には相
ずして、正成と共に自害しては何の用ぞや。勇は有、忠無、
義無、謀もなき死に様たるべしとにや。(76才)

「つぶさに」は「理尽鈔」の記述にこそふさわしく、傍線部
の章句も一致している。短い章句であるから、なお確定的なこ
とはいえないかもしれないが、これを「理尽鈔」の影響下にあ
るとみなすならば、「功者書」の跋年元和三年の信憑性を疑わ
なければならぬ。元和三年は、「理尽鈔」がようやく形を整
えつつあった時期である。「功者書」の刊行された正保四年な
らばいざ知らず、「理尽鈔」を披見することはまずありえない。

おわりに

ここでとりあげた判断材料はまだ断片的なものである。しか
し、昨雲三部作のいずれもが現存しているのは、「理尽鈔」版
本が世に現れて以降刊行された版本であることに、やはり留意
すべきではなからうか。三部作の実際の著述が刊行年次に近い
ものであったとしても、「理尽鈔」や「甲陽軍鑑」などは異
なる独自の内容を持つ著述であり、「戦国武士の心得」を含む
ことを否定しないが、三部作の全容を戦国の遺風というよう
にとらえることには慎重であるべきだ、というのが現時点での小
稿の結論である。

注

- (1) 昨雲の名号について、魚住孝至氏は、「犬追物聞書」「一
統集」にみえる「小笠原昨雲人道為政」と「軍法待用集」
等の著者「小笠原昨雲勝三」とは別人と思われる、として
いる(注2編著四四五頁)。「一統集」の相伝は寛文三年
(二六六三)で、元和年間に著述した昨雲勝三とは時代が大き
く隔たる、というのが論拠のひとつであるが、小稿で論じ
るように、「待用集」等の跋年の信憑性の如何によつては、
為政・勝三両者の関係についても、再度検討の余地がある
かもしれない。
- (2) 古川哲史監修『戦国武士の心得*「軍法待用集」の研究』
ペリカン社、二〇〇一。
- (3) 引用は注2校注本による。以下の引用に際しては、米沢
市立図書館蔵承応二年刊本によつて改めた箇所がある。
- (4) 「理尽鈔」の成立時期については、東洋文庫『太平記秘伝
理尽鈔1』解説2に「慶長の後年から元和にもかかろうと
する時期」との私見を示した。
- (5) 今井「白杵図書館蔵「正成記」考(二)——「太平記」・
「理尽鈔」享受の「様相」——日本文化論叢1、一九九三・三。
- (6) 盛岡市中央公民館蔵本(国文学研究資料館電子複製)に
よる。引用に際しては、「待用集」校注本に倣い、送りが
な・助詞等は、振仮名から本文行に降ろし、漢文表記は読

み下した。

(7) 阿部隆一「三略源流考附三略校勘記・擬定黄石公記佚文集」(斯道文庫論集8 一九七〇・一一)。

(8) 今井「甲斐武田氏の『孫子』受容」『太平記評判書及び関連兵書の生成に関する基礎的研究』(科研費報告書) 一九九八・三。

(9) 今井「義貞軍記」考―「無極鈔」の成立に関わって―」日本文化論叢5、一九九七・三。

(10) 今井「『太平記評判秘伝理尽鈔』「評」の世界」『太平記の世界』(汲古書院、二〇〇〇・九)。

付論、「侍用集」の版種

『侍用集』校注本『戦国武士の心得』に、羽賀久人氏による解題が付されている(『軍法侍用集』諸本と底本について)。以下、羽賀解題。羽賀解題は、本書の四つの版を比較し、「承応二年版と万治元年版とは同一版木を用い、承応四年版と寛文四年版とは同一版木を用いており、二系統に分かれる」と結論している。

1、承応二年版と万治元年版

たしかに、承応二年版・万治元年版は無匡郭一〇行、承応四年版・寛文四年版は四周単辺一一行と二系統に分かれる(とも

に漢字平仮名交じり。一行字数一九字内外。ただし、前者は一つ書き「一」を一字分高く表示し、後者は他の行と一律に揃える)。

しかし、承応二年版と万治元年版とは同一版木を用いてはいない。印面高さ(巻一の1オ「一昨雲」の行)承応二年版は二一・七五cm、万治元年版は二一・四cm。印面はよく似ているが、句読点の形態や濁点の有無など微細な差異が散見し、万治元年版は巻九18ウの図(四重の円)の内二重部分を空白にするなどの相違がある。万治元年版は承応二年版の覆刻本である。

さらに、羽賀解題は「万治元年版は、基本的には全十二巻のうち第二巻のみを新刻し、刊行年月日等を説く刊記を刻み直したもの」(四四頁)と述べるが、早稲田大学図書館蔵万治元年版(他に所蔵は確認されていない)の巻二は補写されたものである。「万治元年版では(備への図)のまどめが落丁となっている。まどめの落丁は思想的な問題、秘伝的要素と絡む問題である」(五五頁)にいう「まどめ」は、承応二年版27オ(27ウは白紙)の文章をさす。これも意図的なものというよりは、補写の際の過誤であろう。

万治元年版には、承応二年版と本文の相違する箇所がある。羽賀解題に第一巻から第五巻の比較結果が示されている。万治元年版に「荒神 金剛童子不動明王」とある部分、承応二年版は「幕の図の最後の一行刷落し」(第五巻7ウ。翻刻二〇五頁相当)とされているが、実際には承応二年版にも問題の一行は

存在する。この部分は7ウの喉の部分であり、羽賀氏が利用した「東北大学狩野文庫所蔵本の全巻の複写」は開きが悪く、見えなかつただけであろう。刷むら・乱丁を除き、第二巻（早大本は補写）、第三巻（早大本は欠巻）を比較対象から除けば、巻五までの本文の異同は巻一に限られる。羽賀解題の揭示には一部誤脱があるので、巻六以降の事例と併せ、あらためて左に示す。

承応二年版 卷・丁・行「翻刻頁行」↓万治元年版

卷一5ウ1行「六二頁13行」…先立事↓威たる事

卷一6才4行「六三頁2行」…重せは。此道にいたるへきにや↓重する者は此働き

なりやすからんや

卷一9才8行「六五頁2行」…覚↓督

卷一9才9行「六五頁3行」…すけ↓たすけ

卷一11ウ3行「六六頁17行」…功者の武士討一捕之一儀。

其者には猶勝り↓勇功ある敵を討捕の儀は其敵の力量にはまさる也

卷一15才3行「六九頁2行」…勇臣↓勇士

卷一31ウ4行「七八頁19行」…（皆）一人↓自分

卷六5ウ1行「二五二頁8行」…（さわがしく）有事は

↓相見し事は

卷六5ウ2行「二五二頁8行」…（弓断を）なしたる↓な

るの
卷七2ウ5行「二六五頁4行」…（敵のしのびを）つる↓
かる

上述のように、万治元年版は版木を新たにしたりした覆刻版であり、部分的な修訂版ではない。これらの箇所は埋木による修訂ではなく、承応二年版にあらかじめ朱筆などで訂正し、それを敷き写しにしたものを版下としたのであろう。

さて、万治元年版の巻一・六・七には、外題右横にそれぞれ以下のような貼紙（添外題）がある。

一卷／作雲正本二見合るに古板／に廿五ヶ所のあやまりあり／十二巻の内残七巻ハすこし／づ、なをし新板せしむる者／なり

六巻／古板に五ヶ所のあやまり有／殊に承応四年末ノ年古板／にはしのびの巻ニ略おほし／落字あり今改て令開／板者也

七巻／古板に九ヶ条のあやまりあり／あり委ハ古板に見合／見へき者也作雲正本に／て令校合者也

上述のように、万治元年版がこれらの貼紙のある巻に補訂を加えたことはたしかである。しかし、「廿五ヶ所」「五ヶ所」「九ヶ条」という数値は、実態からかけ離れている。異同の内容も微細な字句の相違にすぎず、この補訂が「作雲正本」をふ

またえたものであつたかは、はなはだ疑わしい。貼紙は、売らな
がための巻句、とみるべきであろう。

2、承応二年版と承応四年版

ただし、承応四年版には問題が多い、という非難は、まづた
くの外れというわけではない。承応四年版には匡郭があり、承
応二年版（無匡郭）とはあきらかに版木を異にするが、序文お
よび目録丁は、行数・字体・付訓・用字にいたる様態が承応二
年版と酷似している^{〔註3〕}。本文も一致の度合いは下がるが似て
おり、承応二年版を参照して（底本として）版下を作成したも
のと思われる。承応四年版は、巻七「第二十 よしもり百首の
事」に

しのびにも又夜うちにも行道をかへるは大事ゆきぬけはよ
し

しのびとて道にそむきしぬすみせは神や仏のいかてまほら
ん（承応二年版17オ）

とある部分の後者を欠く、という誤りをおかしている。こうし
た大きな過誤は例外に属し、なかには巻七「第十二 仕寄道具
之事」の「車勢楼之事」（承応二年版10オ）・「釣勢楼之事」
（同ウ）のように、挿図と説明が背馳している箇所を、承応四
年版が「釣勢楼之事」「車勢楼之事」と正している事例もある
が、承応四年版がいわば転写本としての宿命を負っていること
は否定しえない。

さて、羽賀解題四八頁につきのような記述がある。

「第二巻の本文に乱丁があり、丁付けは45丁までなされて
いるが実際の本文の丁数は44丁^{〔註4〕}となる。」

右にいう「乱丁」が「書物のページの順序が（製本の過程で）
間違つて綴じられている」という、一般的な意味で用いられて
いるのではないということは、つぎの記述を熟覧すればわかる
ことではあるが、しかし、誤解されやすい表現であろう。

「承応四年版、寛文四年版には、承応二年版に比し、顕著
な乱丁がある。第二巻であるが、（中略）承応二年版の11
丁左、12丁右・左、13丁右・左にあたる箇所を、承応四年
版では、8丁左・9又11丁右・左、12・13丁右・左とする。
即ち承応四年版には10丁がなく、実際の丁数では二丁分に
相当する丁に、9丁から13丁までの丁数を付ける。同一版
木の寛文四年版も同様である。」（同頁）

要は、巻二の丁付けが変則的である、ということである。な
ぜこのような丁付けとなつたのかについては、同解題は

「第十、小屋取りの事付けたり備への図」にて、小屋取
り・備への図は同一版木を用いており、丁数を変化さ
せていない、即ち（収載の図）の掲載順を改めてない点を
読者に明かすためかと思われる。」

という考えを示している。承応四年版の刊行者がその読者に承
応二年版との対比を期待していた、とも思えぬが、ともかく、
巻二十の収載図（承応二年版13オ・26ウ）の丁付けと一致さ

せるための操作であつたことは羽賀解題の指摘のとおりであるう。

また、同解題五〇頁の

承応四年版・寛文四年版の丁数の順では、各項目の順番が乱れており、このままでは意味が通らない。承応二年版の次第に従うと、承応四年版系統の読みは26丁左以降、27丁右・左、28丁右・左、29丁右・左、又26丁右・左、又27丁右・左、又28丁右・左、又29丁右・左となる。

との指摘も、いわゆる乱丁があるわけではなく、29丁と30丁との間に「又〇」という丁付けを挟んでいる現象をさしている。これは、承応四年版の方が行数・一行字数が多いから、収載図の前では承応二年版の丁付けの進行に追いつくための処理をおこない（九又十一）、後では実際の丁数に戻すための処理をおこなった（「又〇」）、ということであろう。その際、正しくは、ひとつ早く「二十九」丁を「又二十六」丁とすれば、「三十」丁以下「四十六」丁まで実数と合致したのであるが（27、28、又26、又27、又28、又29、30く46）、計算違いに気づかなかつたものと思われる。

なお、卷十二「第十三 立気吉凶之事」に示す、「律気」から「竹葉氣」にいたる五〇項目の配列順に異同があり、承応四年版の配列に矛盾があることは羽賀解題五四頁の指摘するとおりである。

3、版本の分類

したがって、「軍法待用集」の版本は、次のように分類され（版本は三種類）、異版の承応四年刊本も承応二年刊本を範としている（◎印は実見、○は複写物による知見。冊数は一二冊の完本以外について注記）。本書の考究に際しては承応二年刊本に拠るべきである、という羽賀解題の結論には異存ない。

〈無匡郭一〇行本〉

承応二年（一六五三）刊本：米沢市立図書館興譲館文庫◎

（縹色地、雷紋繫ぎに桐唐草へ型押）表紙：27.7×18.2 cm

承応二年刊後修本：東北大学附属図書館狩野文庫○・京都

府立総合資料館◎（卷十二は承応四年刊本を補配し、

卷十一と合綴。浅縹色、毘沙門亀甲地に篋亀と丸龍。

26.0×18.5 cm

万治元年（一六五八）刊本（覆承応二年刊本）：早稲田大学

図書館◎（卷二補写・卷三欠。十一冊）

〈単辺一一行本〉

承応四年（一六五五）刊本：慶應義塾三田メディアセンター

◎・京都府立総合資料館◎（卷十二存一冊）・東京国立

立博物館（三冊）・内藤記念くすり博物館（巻八〜一

〇欠。四冊）・古川哲史（第一巻欠。羽賀解題による）

承応四年刊寛文四年（一六六四）印本：国会図書館・宮内庁

書陵部・防衛大学校有馬文庫◎・岐阜市立図書館◎・

福井市（巻一〜六欠。六冊）・福井市（十二冊）

〈刊年不明〉

福井県大野高校（巻二存一冊）

付論注

(a) 羽賀解題47頁に「承応四年版は、全巻とも目録・図を除き、本文の版木を新刻している」とある。もちろん目録・図を含む丁も版木を改めているのであるが、目録の様態が酷似する点に注目して、こうした発言がうまれたのである。

(b) 正確には46丁。目次丁を含めると48丁。

(c) よく似ているが同一版木ではない。